

平成30年12月 7日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成30年12月7日(金)午後 2時30分開議

日程第 1 請願第 3号 精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象と
することを求める請願

審査報告(文教福祉常任委員長)

日程第 2 意見書案第3号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の
対象にすることを求める意見書について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

1番 土屋光正君
2番 宮澤健君
3番 佐久間義房君
4番 板寺正範君
5番 花香孝彦君
7番 大網正敏君
8番 高木武男君
9番 鈴木正昭君
10番 山崎ひろみ君
11番 土屋進君
12番 宮崎正吾君
13番 鎌形寿一君
14番 城之内一男君

欠席議員

なし

出席説明員(13名)

町 長 岩田利雄君
副町長 金島正好君
監査委員 平山茂君

総務課長 向後 喜一郎 君
町民課長 伊藤 雅晃 君
まちづくり課長 林 栄壽 君
健康福祉課長 海上 孝 君
会計管理者 飯嶋 実知子 君
病院事務長 寺嶋 利和 君
農業委員会事務局長 土屋 富士雄 君
教 育 長 五十嵐 正 憲 君
教 育 課 長 多 田 克 己 君
生涯学習担当課長 林 寛 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 笹 本 忠 男
次 長 石 毛 美 恵 子
主 査 岩 瀬 知 博

(午後 2時30分 開議)

議長(城之内一男君)

ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち、報告いたします。

本日、議員発議による意見書案1件を受理しました。以上で報告を終わります。

これから議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、請願第3号、精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める請願を議題とします。

この請願は、文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。

従って、委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

文教福祉常任委員長、大網正敏君。

7番(大網正敏君)

文教福祉常任委員長の大網でございます。

文教福祉常任委員会審査報告書を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました、請願第3号、精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める請願については、去る12月5日に副町長及び健康福祉課長の出席を得て、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

それでは、請願第3号についての審査における意見等を要約して申し上げます。意見といたしまして、精神障害者を憲法に記された平等の下、身体障害者、知的障害者に適用されている重度心身障害者医療費助成制度から除外されるべきではない。本請願に賛成する。障害のある人は、その障害に合った配慮をすべきであり、差別をなくすことが千葉県において全ての障害のある人に必要な配慮と考え、請願の趣旨に賛成する。

以上のような意見等があり、請願第3号、精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める請願について採択した結果、当委員会においては、全員賛成により、採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わりにいたします。

(4 番 板寺正範議員 入席)

議長 (城之内一男君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (城之内一男君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第 3 号、精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

請願第 3 号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第 2、意見書案第 3 号、精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長 (城之内一男君)

ここでお諮りします。

意見書案第 3 号は、先に採択された請願の内容と重複しますので、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第3号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。意見書案第3号、精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長からご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

東庄町議会12月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より議案9件を提案させていただきました。議員各位には慎重なる審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決をいただきました。まことにありがとうございました。

会期中に頂戴いたしましたご意見、ご提言につきましては、鋭意検討し、町政に

反映するよう努めてまいります。

さて、地方の人口減少は高齢化の進展と相まって、大変大きな問題であります。東庄町も過疎指定を受けておりますけれども、地域の元気は人口で決まるものではなく、そこに住む人々がどれだけ生き生きと暮らし、支え合って生活しているかであると思います。今後もきめ細かい施策を展開することにより、この町に住み続けたい、この町に住んでみたい、そう思っただけのような町になるよう、議会と手を携え、邁進してまいります所存でございます。

この12月定例会は、私にとって町長職6期目の最後の定例会となります。これまで、皆様方のご指導、ご支援によりまして、感謝を申し上げます次第であります。

議員各位には、今後とも町政の進展にご指導、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます次第でございます。

最後になりましたが、年末の慌ただしい時期を迎えております。くれぐれも健康にご留意をいただき、益々のご活躍を心からご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

それでは、12月定例会閉会にあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る4日より本日までの4日間の会期中でした。町長提案の諸案、請願1件について、全て議論されました。議員各位のご協力と執行部の皆様のご協力に対して、改めて感謝を申し上げます。議会においては、議会改革特別委員会を設置して、協議されているところですが、一般質問について先行して議会として決定はしております。ただ、今回の一般質問、2名ということでありました。一般質問は町政の重要な意思を決定し、住民にかわって行財政の運営を監視する機能を有する議会の議員が行財政全般について執行機関の初心や疑義を正すことが出来る、議員固有の機能として働いているものであります。議員にとって意義のある発言の場、大事な議員活動の場でもあります。より多くの皆さんに一般質問を行うよう期待しております。

年末の慌ただしい中ですが、健康に十分に留意して、議会の活性化、町の発展のために議員各位には、今後とも活躍をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。

以上で平成30年12月東庄町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時41分 閉会）